

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

2023.5

三木市立三樹小学校

1 基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そこで本校では、いじめは全ての児童に関係する問題であり、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは人として決して許されない行為であり、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように取り組んでいく。

「いじめはしない・させない・許さない」を合言葉に、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

【定義】 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学年にも起こりうるという意識をすべての教職員が持ち、いじめを生まない学校・学級風土づくりのために、関係者が一体となり組織的・継続的な取組を行う。

ア 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いに友だちを尊重し合える態度などを養うために、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ 自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

ウ 学級活動や児童会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動など、児童が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

エ カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修などを実施することで、危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力を高める。

オ 児童用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配布等、児童及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじ

めが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る法令及び相談制度・救済制度について児童、保護者、教職員、地域住民の理解を促進する。

カ 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人一人の児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめ発見に取り組む。

ア 児童と保護者の心の相談に当たるとともに、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、生活指導委員会等で児童の情報交換を定期的に行うなど、積極的に児童の情報交換を行うよう努める。

イ 県、市及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

ウ アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組む。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、「いじめ対応チーム」を組織し、迅速に対応を行う。

イ 三木市教育委員会が作成した「いじめ対応マニュアル」に基づき対応を行う。

ウ 特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的な対応を行う。

エ 被害児童に対しては、「最後まで守り抜くこと」を伝える。さらに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図るとともに、継続的な指導により自尊感情を高めていくよう配慮する。

オ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

カ 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

キ いじめ解消の要件を満たすまで少なくとも3か月複数の目で児童観察を継続する。

(いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)

※ 重大事案への対処

- ① いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、またいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく「いじめ防止センター」や所轄警察署と相談して対処する。
- ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめ防止等の対策のための校内組織

- ① いじめへの対応は、「いじめ対応チーム（校長・教頭・生活指導・養護教諭・当該担任・関係教職員・カウンセラー等）」を組織し、全教職員が一致団結した協力体制を確立する。
- ② 特定の教職員が抱え込むことのないよう、学校組織として情報を共有し、組織的に対応する。
- ③ いじめがあった場合の組織的な対処ができるよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ④ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の情報を適切に引き継ぐ。
- ⑤ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決となるよう努める。
- ⑥ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図るようにする。
- ⑦ いじめ解消の要件を満たすまで、少なくとも3か月間複数の目による児童観察を行うなど組織的に対応する。
(いじめに係る行為がやんでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)

4 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組及び年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 *生徒指導委員会 ・基本方針・年間計画の確認 ・いじめ対応マニュアルの確認	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 いじめ未然防止の年間計画	
5	*生徒指導委員会	人権標語・作文・ポスターの作成	
6	*生徒指導委員会	あいさつ週間の実施	いじめ・生活 アンケート①実施
7	*生徒指導委員会	いじめ防止の標語	カウンセリング週間の実施
8	職員研修（小中合同研修会） 校内研修（カウンセリング等）	愛校作業	
9	*生徒指導委員会 ・2、3学期の計画	あいさつ週間の実施 情報モラル講演会 （6年生） 人権月間 ↓ 親子人権学習	
10	*生徒指導委員会	↓ 防災訓練	
11	*生徒指導委員会		いじめ・生活 アンケート②実施
12	*生徒指導委員会		カウンセリング週間の実施
1	*生徒指導委員会	防災訓練	
2	*生徒指導委員会	あいさつ週間の実施	いじめ・生活 アンケート③実施
3	*生徒指導委員会 ・本年度のまとめ ・来年度への課題検討 ・基本方針の見直し		カウンセリング週間の実施

*生徒指導委員会は毎月第一水曜日を定例会とし、いじめ及び問題行動、不登校問題の情報交換と対応策を検討し、共通理解をはかる。

*緊急時には臨時生徒指導委員会を適宜開催する。